

## 令和8年度島根県心の輪を広げる障がい者理解促進事業実施要領

### 1 事業の趣旨

障がい者に対する県民の理解の促進を図るため、県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

### 2 主 催

内閣府、島根県、島根県障害者社会参加推進センター

### 3 後 援

島根県教育委員会、社会福祉法人島根県社会福祉協議会

### 4 協 賛

島根県小学校長会、島根県中学校長会、島根県公立高等学校長協会、島根県特別支援学校長会、島根県私立中学高等学校連盟

### 5 実施内容

#### (1) 「心の輪を広げる体験作文」の募集

##### ア 募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪－障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう－

##### イ 応募資格

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。）

##### ウ 募集方法

##### (ア) 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は自由とし、内容は、障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

##### (イ) 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分とする。

##### (ウ) 制限字数、用紙の様式、作成方法等

①1編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、400字詰め原稿用紙2～4枚程度とし、高校生区分及び一般区分については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。

②用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判又はA4判、横向き・縦書き）を使用する。

③パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙は②に準じるものとする。

④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。内閣府への推薦後に使用が発覚した場合、島根県は推薦を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、島根県はその責任を負わない。

##### (エ) 添付物

題、住所、氏名（フリガナ）、生年月日（年齢）、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度その他参考となる事項を記した用紙（別添様式）を添付する。

##### (オ) 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年9月2日（水）まで

## （２）「障害者週間のポスター」の募集

### ア 募集テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

### イ 応募資格

小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。）

### ウ 募集方法

#### （ア）作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、内容は、障がい者に対する理解促進等に資するものとし、障がいのある人となない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。なお、応募作品は、未発表のもの１点に限るものとし、作品中に標語及びそれに類する文字は入れないものとする。

#### （イ）募集の区分

小学生区分、中学生区分の２区分とする。

#### （ウ）規格、画材、作成方法等

①規格は、画用紙のＢ３判（横 364mm×縦 515mm）又はいわゆる四つ切り（横 382mm×縦 542mm）を使用し、これに満たない作品は、Ｂ３判の台紙に貼付する。なお、作品は縦位置（縦長）のみとする。

②彩色画材は、自由とする。

③第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。内閣府への推薦後に使用が発覚した場合、島根県は推薦を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、島根県はその責任を負わない。

#### （エ）添付物

題、住所、氏名（フリガナ）、生年月日（年齢）、学校名（学年）、電話・ＦＡＸ番号、障害の有無・程度その他参考となる事項を記した用紙（別添様式）を添付する。

#### （オ）募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年9月2日（水）まで

## 6 作品の選考方法等

### （１）選考方法

選考委員会を設置し、作品審査の上、入賞作品を選定する。

### （２）入賞作品数

#### ア 心の輪を広げる体験作文

区分ごとに島根県知事賞１編、島根県障害者社会参加推進センター長賞３編及び佳作５編以内

#### イ 障害者週間のポスター

区分ごとに島根県知事賞１点、島根県障害者社会参加推進センター長賞１点及び佳作５点以内

## 7 表 彰

島根県知事賞受賞者及び島根県障害者社会参加推進センター長賞受賞者に対しては、賞状及び記念品を、佳作受賞者に対しては、記念品を贈る。

## 8 その他

- (1) 各部門の島根県知事賞受賞作品は、内閣府が実施する全国審査に推薦する。なお、内閣府へ推薦された作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとし、作者（応募者）は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 応募作品は、原則として返却しない。
- (3) 入賞作品については、啓発広報に使用する。
- (4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

## 9 応募・問い合わせ先

島根県障害者社会参加推進センター

〔住 所〕 〒690-0011 松江市東津田町1741-3

〔電 話〕 0852-32-5972

〔FAX〕 0852-32-5982